



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

○ 沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（環境保全課）…………… 1

告 示

○ 公共測量の実施の通知（農地農村整備課）…………… 2

○ 公共測量の実施の終了の通知・2件（農地農村整備課）…………… 2

○ 漁業災害補償法に基づく単位漁場区域の設定（水産課）…………… 2

○ 土砂災害特別警戒区域の指定・2件（海岸防災課）…………… 3

○ 建築基準法に基づく道路の位置の指定・2件（北部土木事務所）…………… 4

○ 建築基準法に基づく道路の位置の指定・2件（中部土木事務所）…………… 5

○ 建築基準法に基づく道路の位置の指定・2件（宮古土木事務所）…………… 6

○ 建築基準法に基づく道路の指定の廃止（中部土木事務所）…………… 6

公 告

○ 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 6

人事委員会事項

○ 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則…………… 7

○ 特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… 7

○ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則…………… 9

○ 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 10

規 則

沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第10号

沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県生活環境保全条例施行規則（平成21年沖縄県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

（特定有害物質）

第22条 条例第36条の規則で定める物質は、第7条第1号から第14号まで及び第16号から第25号までに掲げる物質のほか、次に掲げる物質とする。

(1) クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）

(2) 1，2－ジクロロエチレン

別表第10中 「シス－1，2－ジクロロエチレン」 を 「1，2－ジクロロエチレン」 に改める。

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第136号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県北部農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年 3月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 伊江村地内（真謝・真西地区）
- 2 公共測量を実施する期間 平成31年 3月25日から同年 6月13日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第137号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県南部農林土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年 3月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 南大東村地内（旧東第3地区）
- 2 公共測量を実施した期間 平成30年11月20日から平成31年 3月12日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第138号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、多良間村長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年 3月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 多良間村地内（高瀬第1地区）
- 2 公共測量を実施した期間 平成30年12月17日から平成31年 3月 5日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第139号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定に基づく単位漁場区域を次のように定める。

平成27年沖縄県告示第318号（漁業災害補償法に基づく単位漁場区域の設定）は廃止する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成30年 9月 1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成30年 9月 1日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成31年 3月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式1年魚かんぱち養殖業、小割り式2年魚かんぱち養殖業、小割り式3年魚かんぱち養殖業、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式5年魚まはた養殖業、小割り式すぎ養殖業、小割り式2年魚くろまぐろ養殖業、小割り式3年魚くろまぐろ養殖業、小割り式4年魚くろまぐろ養殖業及び小割り式5年魚くろまぐろ養殖業

加入区の名称	単位漁場区域
伊平屋第1加入区	特定区画漁業権特区第10号の漁場の区域
伊平屋第2加入区	特定区画漁業権特区第8号の漁場の区域
羽地第1加入区	特定区画漁業権特区第49号の漁場の区域

羽地第 2 加入区	特定区画漁業権特区第50号の漁場の区域
羽地第 3 加入区	特定区画漁業権特区第52号の漁場の区域
羽地第 4 加入区	特定区画漁業権特区第53号の漁場の区域
羽地第 5 加入区	特定区画漁業権特区第43号の漁場の区域
羽地第 6 加入区	特定区画漁業権特区第44号の漁場の区域
羽地第 7 加入区	特定区画漁業権特区第37号の漁場の区域
羽地第 8 加入区	特定区画漁業権特区第41号の漁場の区域
羽地第 9 加入区	特定区画漁業権特区第51号の漁場の区域
羽地第10加入区	特定区画漁業権特区第42号の漁場の区域
今帰仁加入区	特定区画漁業権特区第57号の漁場の区域
本部第 1 加入区	特定区画漁業権特区第69号の漁場の区域
本部第 2 加入区	特定区画漁業権特区第68号の漁場の区域
伊江加入区	特定区画漁業権特区第82号の漁場の区域
与那城第 1 加入区	特定区画漁業権特区第127号の漁場の区域
与那城第 2 加入区	特定区画漁業権特区第135号の漁場の区域
北谷第 1 加入区	特定区画漁業権特区第186号の漁場の区域
北谷第 2 加入区	特定区画漁業権特区第187号の漁場の区域
浦添宜野湾第 1 加入区	特定区画漁業権特区第188号の漁場の区域
浦添宜野湾第 2 加入区	特定区画漁業権特区第189号の漁場の区域
糸満加入区	特定区画漁業権特区第197号の漁場の区域
座間味第 1 加入区	特定区画漁業権特区第225号の漁場の区域
座間味第 2 加入区	特定区画漁業権特区第228号の漁場の区域
八重山加入区	特定区画漁業権特区第297号の漁場の区域

沖縄県告示第140号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成31年 3月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
長浜(1)	読谷村字長浜の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
古堅(1)	読谷村字古堅の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

古堅(2)	読谷村字古堅及び字大湾の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大湾(1)	読谷村字大湾、字古堅及び字比謝砦の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
比謝砦	読谷村字比謝砦及び字大湾の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
座喜味(1)	読谷村字座喜味の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
座喜味(2)	読谷村字座喜味の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高志保	読谷村字高志保の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大湾(2)	読谷村字大湾の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び読谷村役場において縦覧に供する。)

沖縄県告示第141号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成31年 3月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
阿嘉	久米島町字阿嘉の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
字根(1)	久米島町字字根の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
字根(2)	久米島町字字根の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
字根(3)	久米島町字字根の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
字江城351-A43-05	久米島町字字江城の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
仲泊352-A43-01-2	久米島町字西銘の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
仲村渠352-B43-06	久米島町字仲村渠の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び久米島町役場において縦覧に供する。)

沖縄県告示第142号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

平成31年 3月22日

沖縄県北部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成30年11月12日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市字屋部前田原404番及び404番2
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 32.50メートル
 - (2) 幅員 4.40メートル

沖縄県告示第143号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

平成31年 3月22日

沖縄県北部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成31年 1月28日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市字親川149番2
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 39.42メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

沖縄県告示第144号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成31年 3月22日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成29年12月7日
- 3 指定に係る道路の位置 読谷村字古堅通地原946番1
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 31.80メートル
 - (2) 幅員 5.00メートル

沖縄県告示第145号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成31年 3月22日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成31年 1月28日
- 3 指定に係る道路の位置 北谷町字吉原謝苺原107番3の一部及び104番2の一部
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 34.90メートル

(2) 幅員 4.00メートル

沖縄県告示第146号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成31年3月22日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 勝 一

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 平成30年12月12日
 - 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字久貝706番2
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 36.18メートル
 - (2) 幅員 7.60メートル
-

沖縄県告示第147号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成31年3月22日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 勝 一

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 平成31年2月7日
 - 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字荷川取尻原306番8、306番9、306番10、306番11、306番12、315番5、317番6、318番27及び306番6から315番5地先の里道
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 53.22メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル
-

沖縄県告示第148号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路の指定を次のとおり廃止した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成31年3月22日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 廃止に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による道路
 - 2 廃止の年月日 平成30年12月27日
 - 3 廃止に係る道路の位置 嘉手納町字屋良下仁原934番18の一部及び934番21の一部
 - 4 廃止に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 25.17メートル
 - (2) 幅員 4.00メートル
-

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年3月22日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年6月30日 沖繩県指令土第664号、平成30年7月31日 沖繩県指令土第606号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字志多伯601番9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 座間味村字座間味134番地 宮平健、八重瀬町字宜次660番地1丸市マンション3-E 宮平亜希子
- 5 検査済証番号 平成31年3月8日 第4541号
- 6 工事完了年月日 平成31年2月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年3月22日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年7月3日 沖繩県指令土第550号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字豊原南当銘原418番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字照屋1272番地の1 ネクスコートみなみ501号 國吉良
- 5 検査済証番号 平成31年3月12日 第4542号
- 6 工事完了年月日 平成31年2月19日

人事委員会事項

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

沖繩県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖繩県人事委員会規則第3号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 給料等の支給に関する規則（昭和47年沖繩県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（条例附則第10項の規定により減ずる額の日割計算）

第9条 給与期間の中途において、条例附則第10項に規定する特定職員（以下この条において「特定職員」という。）以外の者が特定職員となった場合又は特定職員が、特定職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは第3条第1項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の条例附則第10項各号（第3号及び第4号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

第2条 給料等の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の給料等の支給に関する規則の規定は、平成30年12月28日から適用する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

沖繩県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第4号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を削り、同条第4項中「第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「前項」に改め、同項第1号中「第2項中「受けていた」を「前項中「受けていた」に改め、「前項の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに条例第18条第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第18条第1項に規定する異動又は公署の移転の日における沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」と」を削り、同項第2号中「第2項中「給料」を「前項中「給料」に改め、「前項の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」と」を削り、同項第3号中「第2項中「受けていた」を「前項中「受けていた」に改め、「前項の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに条例第18条第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第18条第1項に規定する異動又は公署の移転の日における沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」と」を削り、同項を同条第3項とする。

別表中	宮古島市平良字西里	宮古事務所		を
「	宮古島市平良字西里	宮古事務所 宮古福祉事務所 中央児童相談所宮古分室		に、
「	宮古島市平良字東仲宗根	宮古高等学校 宮古福祉事務所 中央児童相談所宮古分室 宮古保健所	3	を
「	宮古島市平良字東仲宗根	宮古高等学校 宮古保健所	3	に、
「	宮古島市平良字狩俣 宮古島市城辺字新城 宮古島市城辺字福里	宮古島警察署狩俣駐在所 宮古特別支援学校 宮古島警察署福嶺駐在所 宮古島警察署福里駐在所		を
「				

宮古島市平良字 狩俣	宮古島警察署狩俣駐在所 宮古特別支援学校	に改める。
宮古島市城辺字 福里	宮古島警察署城辺東駐在所	

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条の改正規定 公布の日
- (2) 別表の改正規定（次号に規定する改正規定を除く。） 平成31年3月25日

(3) 別表の改正規定中

宮古島市平良字 狩俣	宮古島警察署狩俣駐在所	を
	宮古特別支援学校	
	宮古島市城辺字 新城	
宮古島市城辺字 福里	宮古島警察署福里駐在所	

宮古島市平良字 狩俣	宮古島警察署狩俣駐在所 宮古特別支援学校	に改める部分 平成31
宮古島市城辺字 福里	宮古島警察署城辺東駐在所	

年4月1日

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

沖縄県人事委員会
委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第5号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年沖縄県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

- 3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、次の各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 一般の派遣職員は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）第7条第3項の規定により標準号給数（同条第4項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）第14条に規定する成績率については、各任命権者が定める成績標準者に適用する割合であるものとする。
 - (2) 一般の派遣職員に、給与条例附則第10項の規定及び同項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の額を調整する規定の適用があるものとする。

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

- 3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）第7条第3項の規定により、標準号給数

(同条第4項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。)を昇給するものとし、期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号)第14条に規定する成績率については、各任命権者が定める成績標準者に適用する割合であるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の規定は、平成30年12月28日から適用する。

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月22日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第6号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則(平成3年沖縄県人事委員会規則第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号ア中「平成3年」を「平成4年」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
--	---